

該当 ページ	●前回の草津市障害児者施策推進審議会での意見等	◇事務局の考え方・修正案	【参考】 前回資料の 該当ページ
1	●【事務局より】	◇記載誤りにより、(1)計画の位置づけの「○「草津市障害福祉計画」は～… <u>第87条</u> 第1項の規定～…」を「○「草津市障害福祉計画」は～… <u>第88条</u> 第1項の規定～…」に、「○「草津市障害児福祉計画」は～… <u>第33条</u> の <u>19</u> 第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」～…」を「○「草津市障害児福祉計画」は～… <u>第33条</u> の <u>20</u> 第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」～…」に、「～…また、児童福祉法第33条の <u>19</u> 第1項のに基づき、「草津市障害児福祉計画」～…」を「～…また、児童福祉法第33条の <u>20</u> 第6項のに基づき、「草津市障害児福祉計画」～…」に修正しました。	1
6	●【事務局より】	◇3地域生活支援拠点の整備について、圏域として検討しましたので、活動指標に「○地域生活支援拠点の実施箇所数、地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討の会議数」について追記しました。	6
7	●【事務局より】	◇「7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」について、市の成果目標は「県と調整中」であるため、P7の該当箇所の活動指標についても「県と調整中」に修正しました。	7
8	●【事務局より】	◇記載誤りにより、P8の下段にある<考え方>の2つ目、「・国の基本指針を踏まえ～…1人 <u>(2.2%)</u> を目指します。」を「・国の基本指針を踏まえ～…1人 <u>(2.3%)</u> を目指します。」に修正しました。	8

10	●【事務局より】	◇P6 の修正と同様、3 地域生活支援拠点の整備について、圏域として検討しましたので、目標等を追記しました。	10
11	●【事務局より】	◇記載誤りにより、P10 の「③施設整備等の促進」の「・介護者の急病や～… <u>受け入れ体制の確保</u> 」を「・介護者の急病や～… <u>受け入れ体制の確保</u> 」に修正しました。	10
14	●【事務局より】	◇P14 の②の表「放課後等デイサービス」の事業所数「2」を「3」に修正しました。	14
18	●計画の中に、社会環境が変わったら、検討します、というような文言を入れても良いのでは。	◇頂いたご意見をもとに、P18 の上段部分を「…～なお、見込量については、 <u>計画期間中に社会情勢の変化等により、同種のサービス間で異動が生じる場合があります。</u> 」を「…～なお、見込量については、 <u>計画期間中においても、社会情勢の変化等によって、必要に応じ、見直しを行います。</u> 」に修正しました。	18
36.37	●【事務局より】	◇現計画に記載している住宅入居等支援事業を削除していましたが、地域生活支援事業の1つであり、計画値が0でも記載することが望ましいとのことから、現計画通り記載しました。	36.37
40	●【事務局より】	◇日常生活用具のサービス実績と見込量に誤りがあったため修正しました。(令和2年度見込値、令和3～5年度計画値)	40